特許登録令施行規則等の一部を改正する省令について

令和 3 年 6 月 特 許 庁

Ⅰ. 改正の趣旨

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。」こととされている。
 - ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・ 提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。
- これを踏まえ、特許権の登録手続等における押印を不要とするため、特許登録令施行規則等について所要の規定の整備を行うもの。

Ⅱ.省令の概要|

1. 改正対象省令

- 特許登録令施行規則(昭和35年通商産業省令第33号)
- 実用新案登録令施行規則(昭和 35 年通商産業省令第 34 号)
- 商標登録令施行規則(昭和35年通商産業省令第36号)

2. 主な改正内容

以下の様式から押印欄を削除するとともに、関係する規定について所要の整備を行う。

- 特許登録令施行規則様式第7から様式第18まで
- 実用新案登録令施行規則様式第6
- 商標登録令施行規則様式第6から様式第8まで

Ⅲ. スケジュール(予定)

6月11日(金) 公布

6月12日(土) 施行

【参考】

- 経済財政運営と改革の基本方針 2020 (令和2年7月17日閣議決定)(抄)
- 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

- 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抄)
 - 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの(以下「見直し対象手続」という。)について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。